

小特集

「ここから裁判」の意義

「ここから裁判」判決の 障害児教育についての意義

— 茂木 俊彦 —

1 七生養護学校と私のかかわり

東京都における希望者全員就学（1974年度）を経て、1970年代後半から90年代にかけて、多くの障害児学校では障害児の理解、対応のあり方の検討と結合して、教育課程の自主的編成の努力が重ねられていた。私はいくつかの養護学校での共同研究を源泉の一つとして、1984年『教育実践に共感と科学を』（全研出版部）を上梓した。そこでは教育とは何かを問いつつ、教育課程編成、その一部をなす教育目標についても取り上げていた。

私は七生養護学校に何度か校内研修の講演や助言で招かれたが、それは、「どんな子ども・青年を育てるか」を明らかにしながら、小・中・高を一貫する教育課程はどうあるべきかを検討するべきだという私の主張に注目されたからであろうと思う。

このような私的経験を踏まえてみると、七生養護学校における性と生の教育は、突然に思いつきで取り組まれたのではないと見ることができる。すなわち同校の教育課程編成に関する蓄積と、七生の子どもたちの実態、とくに性にかかわる子どもたちの実態、また生徒同士の性的行動等について正面切って考え合う取り組みが、結合されて出発し発展したのである。

もぎ としひこ
桜美林大学

この最高裁判決は、国や地方自治体による教育への不当介入が強められようとしている現在、教育の自主性を守り、教育の本質を明らかにする上で、また子どもの権利としての教育を確立する上で重要な意義を持つものである。

しかし同時に、本件判決は、教育実践のあり方の問題として見ることもだいじである。七生養護学校の性教育実践、あるいは生と性の教育の意義について、私はさしあたり以下にのべる2つの意義をあげておきたいと思う。

2 教育課程づくりの一環としての「性と生の教育」

七生養護学校では、小・中・高の教育課程を系統性・一貫性をもつものとするために、全校の教職員が力を合わせて取り組んでいた。それは一方で学校が現実の社会の中に存在し、機能し、またそこに子どもたちを送り出す課題をもっているという認識に立ち、他方では在籍する子どもたちの実態を丁寧に把握するという課題を強く意識しながら進められた。子どもたちの実態として無視できないのは、同校の児童生徒は全体として中度から軽度の知的障害児であるが、隣接する都立七生福祉園の子どもが半数を超えており、子どもたちは生育過程での重い生活問題を背負う例が多く、いわゆる「問題行動」が目立ったという事実である。

そのような努力と重ねながら、私の言葉で言えば「発達との距離」を意識したリアリティのある

教育目標を設定し、その目標を達成するための教育内容・方法を選び取るという、教育課程づくりが、校長の適切なリーダーシップのもとで進められ、成果をあげていた。

「こことからだの学習」は、生徒間の性にまつわる「事件」に発端があるが、それに一過的に対応するものにとどまらなかった。子どもたちの現在と卒業後の生活を考慮しつつ、性についての正しい認識と行動の力を身につけ、またそれをも含んで「生きる」力を育てるために構想され、試行錯誤しながら継続的に、また発展的に実践されたものである。

「こことからだの学習」は、それ自体の持つ意義を確認すると同時に、七生養護学校の教育課程づくりとそれにもとづく教育実践全体の中に位置づけて評価されるべきである。角度を変えて言うと、七生の性教育への攻撃は、同時に教育課程の自主的編成の取り組みへの攻撃でもあることに着目しておくべきである。

学習指導要領は、ある時点から文科（文部）大臣「告示」とされるようになり、国家基準性をしだいに強化されてきた。しかし、それは、あくまでも各学校が教育課程を編成する際の大綱的基準を示したものだという意味で、各学校における「裁量」はいっさい許容しないとされるようになったのではない。文科省および地方教育委員会による行政指導の実際においては、「裁量」の幅がますます狭められているのが現実であり、それ自体が不当である。しかし、少なくとも「総則」には、各校が対応している子どもたちと地域の実態に即応して適切な教育課程を編成するものとする明示されている。このことを念頭に置いて七生養護学校の教育課程づくりを評価すれば、同校の教職員の裁量権の逸脱などということは、問題にする余地はほとんどないというべきである。

本件判決の、たとえば現場教師の裁量の問題は、直接的には「こことからだの学習」について言われたものであるが、同時に、より広く、教育課程とその実践は「子どもから出発し、創意工夫をこらし、それを体系化し、取り組んでいくも

のである」、「子どもに学び、そこから立ち上げていくもの」という考え方の再確認であり勝利でもあると見るのが正しい。

3 発達段階に応じた教育内容と方法の本来の意味の確認

「発達段階を考慮する」「発達段階に応じて」というフレーズは、通常の教育も含めて、多くの場面で用いられる。特に昨今では、松江市とそれにつづくいくつかの自治体における『はだしのゲン』事件に見るように、子どもの真理・真実へのアクセス権を抑制する方向で悪用されることが目立っている。本件判決では、「発達段階を考慮する」等の言葉のもつ本来の意味が改めて確認されたところに、大きな意義があると考えられる。

判決文では被告らの「より遅い時期に、より限定された情報を、より抽象的に教えるのが、『発達段階に応じた』の意味である」という考え方で、「より早期に、より平易に、より具体的（視覚的）に、より明瞭に、より端的に、より誇張して、繰り返し教えるということなどが『発達段階に応じた』教育である」という考え方が対比的に示されている。

被告らの主張は、知的障害児に対する性の教育は限りなく先送りし、しかも抽象化して教えよ、ということになるであろう。これは事実上、性のことを分からせるのは難しいから、教えるべきではないと言っているに等しく、「発達段階に応じて」の文言は、それを言うための方便として使っているにすぎない。

これに対して七生養護学校の教師集団は、子どもの実態にそくし、また性についてどうしても学ばせたい、学んでもらいたいという、やむにやまれぬ思いから出発し、同時に性を学ぶことは権利だと確認し合いながら、発達段階に応じた性教育の実践を創りだしたのであった。

そこであらためて問われたのが、人間の性と生にかかわる真理・真実を、どのように子どもたちに伝えるかということであった。「発達段階に応

じて」、どのような教育内容を選び、どのような教材を用意して、どう取り組むかということが真剣に検討された。「発達段階に応じて」という言葉は、性教育を構想する際のキーワードであった。

例えば私は、原告弁護団の依頼を受けて、裁判所に宛てて二回にわたって「意見書」を提出した。二回目の意見書（甲第209号証）において、性器模型の使用等について以下のように書いた。「七生養護学校の教師たちの教材についての創意工夫は、児童生徒の発達が、相対的に高いレベルでも具体的操作期にあり、性に関して教える場合にも具体物を用い、また具体的経験を通して学ぶのでなければ効果が上がらないという考え方に基づいていると判断できる。また、からだの部位などを示す手段としての『能記』について、人形をできるだけ等身大にするなどの工夫をしたのは、

子どもたちの象徴機能の発達を考慮し、たとえば高等部の軽度の知的障害児だけでなく、年齢も低く障害もやや重い子どもも含めて、すべての子どもに学びやすいものとする上で効果的であったと考える。すなわち能記の記号性を低め、記号と言うよりは『本物』に近い物としたのは、当該校のすべての子どもを念頭に置くときに、いっそうその妥当性が明らかになるのであり、評価できると考える」。

こうして七生養護学校の性教育実践は、狭義の性教育においてだけでなく、教育の全教科、全領域で、発達段階に応じて、文化としての性——人間における性は、人間がその歴史を通じて形成してきた文化としての性、人間の生き方と結びついた性である——のエッセンスを、障害のある子どもたちにどう教えるか、ということについての貴重な教訓を生み出したのである。

＜参考資料＞ここに掲載するのは、2014年5月31日に発足した「国連に障がい児の権利を訴える会」（共同代表：加藤文也、児玉勇二、中川重徳、茂木俊彦、世取山洋介）が、「市民権及び政治的権利に関する国際規約（B規約）—自由権規約」委員会の日本審査をはじめ、子どもの権利条約、障害者権利条約の日本審査に向けて、日本政府報告に対するカウンターレポートを作って訴えるために作成された文書である。これ自体、今後の取り組みの中でより深められ、拡張・洗練されていくべきものである。（茂木）

自由権規約第24条に違反する、国・東京都の障がい児教育

——リスト・オブ・イシュー パラグラフ4・17・21・25に対する意見——

A 求める勧告内容

- 1 障がい児の個別ニーズに合わせた、適切で、合理的配慮のある教育を受ける権利が、国・東京都によって侵害されている事実、懸念を表明してください。
- 2 規約24条、その土台である2条・16条、関連する26条が国・地方自治体で尊重され、障がい児がその権利を十全に保障されるよう、国・地方自治体で生じている人権侵害実態の是正に必要な措置を、国としてとるよう勧告してください。

B リスト・オブ・イシューに対する意見

3 リスト・オブ・イシュー パラグラフ17

日本国内の学校で「日の丸・君が代」が強制され、ジェンダーバッシングや特定教科書の押しつけをはじめ国家主義的な教育が強められる中、とりわけ大きな侵害を受けているのが障がい児である。貴委員会からの質問は教職員に限局されており、子どもの思想や意見表明権の侵害等の問題には言及されていない。私たちは、規約24条子どもの権利が侵害されていることを看過しえない。今回は、侵害の一例として卒業式・入学式における権利侵害と性教育バッシングについて報告し、貴委員会の注目を切望するものである。

4 リスト・オブ・イシュー パラグラフ21・25

国や東京都は、性教育を大きく制約し、ことに障がい児学校において、子どもが自分のからだを科学的に学ぶ権利や、人間の尊厳、価値、人権、多様性などを学ぶ権利・機会を奪っている。また卒・入学式におい

ては、障がい児の思想良心・意見表明・健康で安全に過ごす権利などを侵害し、卒業に向けた創意工夫ある個に応じた学習を侵害している。

障がい児は、人としての尊厳、生きる権利を脅かされており、弱者差別されている。パラグラフ21・25では残念ながら触れられていない、障がい児に対する、自由権規約2条、16条・24条・26条違反、子どもの権利条約や障害者権利条約の違反に対して、貴委員会からの言及と勧告を求める。

5 リスト・オブ・イシュー パラグラフ4

最高裁判所は、2013年11月、東京都立七生養護学校の保護者・教員が訴えた「性教育実践に対する都行政介入事件」に対して、都側の行為は「不当支配」にあたると断じ原告勝訴の判決を出した。性教育実践を保障する評価すべき判決とはいえ、国際条約遵守の視点や適用がなく、到底満足のいく判決ではないことを情報提供する¹⁾。

C 侵害の事実

6 日本・東京における性教育へのバックラッシュ

1996年、中学校の全歴史教科書に日本軍「慰安婦」の記載が明らかになると「慰安婦」問題とともにジェンダー教育バッシングが始まった。2002年5月、教科書・性教育教材が国会でとりあげられ、「ジェンダー」という言葉の使用が禁止され、全国に波及した。東京では、2002年研究雑誌に掲載された小・中・養護学校計11校の性教育実践が問題視され、都教委による「調査」が開始された。全国全都で、性教育バッシン